

戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE) 平成28年度公募の概要

- 若手ICT研究者等育成型研究開発
- 電波有効利用促進型研究開発
- 地域ICT振興型研究開発

平成28年1月

総務省情報通信国際戦略局

技術政策課



① ICT重点技術の研究開発プロジェクト

実用化に向け、あらかじめ研究課題、目標等を設定した上で、研究を委託

委託研究
課題指定型

② 競争的研究資金

(戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)等)

研究テーマも含めて公募を行い、研究を委託

委託研究
課題公募型

③ 研究開発法人情報通信研究機構による研究開発

総務省が示す中期目標に基づく研究開発を、運営費交付金により実施

 研究開発法人
情報通信研究機構

共同研究等

総合科学技術・イノベーション会議

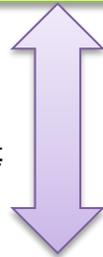
科学技術基本計画

資源配分方針

IT総合戦略本部

IT総合戦略

企業・大学等



◆第2期科学技術基本計画(平成13年3月 閣議決定)

競争的資金の拡充、公正かつ透明性の高い評価の必要性が指摘。

⇒本事業は、情報通信分野における競争的資金として平成14年度より開始

◆第4期科学技術基本計画(平成23年8月 閣議決定)

「競争的資金制度の多様性を確保した上で、制度の一層の改善及び充実に向けた取組を進める。」
「世界と一体化した国際活動の戦略的展開」

◆情報通信審議会イノベーション創出委員会(平成26年6月最終答申)

「国際共同研究や国際標準化への戦略的取組」「挑戦する人材の発掘」「イノベーション創出実現に向けた技術開発への挑戦の促進」

◆科学技術イノベーション総合戦略2015(平成27年6月 閣議決定)

「地域の特性に即したイノベーション推進による新産業・新事業の創出」「若手人材の育成」「技術の実用化・事業化のための環境の整備」

◆世界最先端IT国家創造宣言改訂(平成27年6月 閣議決定)

「IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会」

◆情報通信審議会技術戦略委員会(平成27年7月中間答申)

「重点研究開発分野」及び「重点研究開発課題」の設定

情報通信技術(ICT)分野において新規性に富む研究開発課題を大学・独立行政法人・企業・地方自治体の研究機関などから広く公募し、外部有識者による選考評価の上、研究を委託する競争的資金。これにより、未来社会における新たな価値創造、若手ICT研究者の育成、ICTの利活用による地域の活性化等を推進。

Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme (SCOPE)

(1) 重点領域型研究開発

未来社会における新たな価値創造を図るため、ICT分野で国として取り組むべき基礎的・基盤的な研究開発分野から重点領域を設定し、実証実験と一体的に取り組む研究開発を推進。

(2) 若手ICT研究者等育成型研究開発

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業の斬新な技術を発掘するために、若手研究者又は中小企業の研究者が提案する研究開発を推進。

(3) 電波有効利用促進型研究開発

電波の有効利用をより一層推進する観点から、新たなニーズに対応した無線技術をタイムリーに実現するとともに、電波利用環境を保護するための技術の研究開発を推進。

(4) 地域ICT振興型研究開発

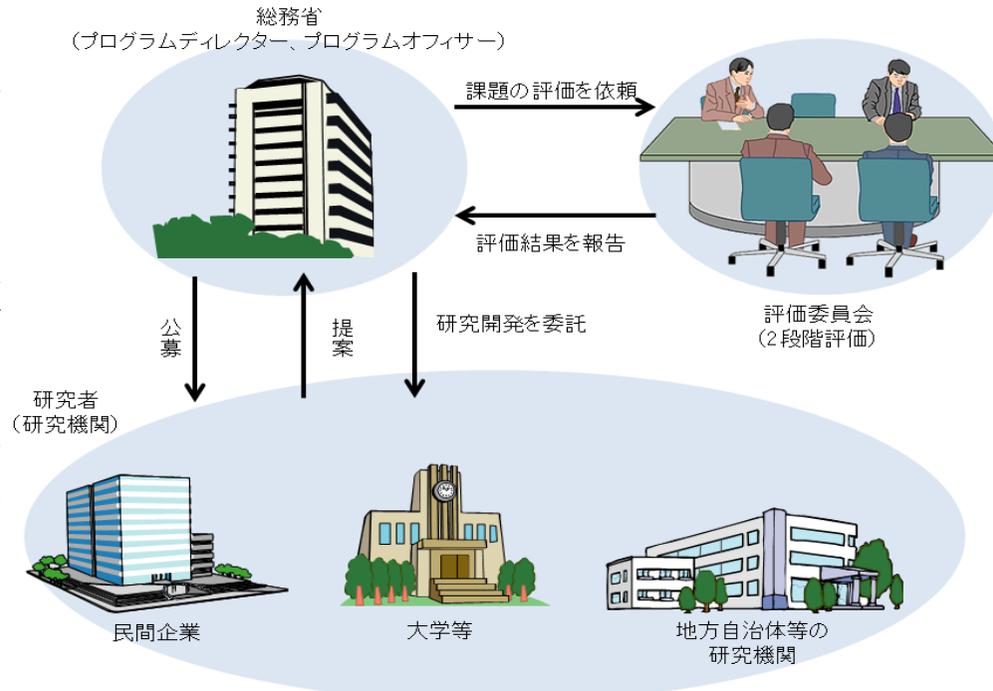
ICTの利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るため、地域に密着した大学や地域の中小・中堅企業等に所属する研究者が提案する研究開発を推進。

(5) 国際標準獲得型研究開発

ICT分野における研究開発成果の国際標準化や実用化を加速し、イノベーションの創出や国際競争力の強化に資するため、外国政府との連携による研究開発を戦略的に推進。

(6) 独創的な人向け特別枠～異能(inno)vation～

ICT分野において、破壊的な地球規模の価値創造を生み出すために、大いなる可能性がある奇想天外で野心的な技術課題に挑戦する人を支援。



(平成28年度予定額20.1億円、電波利用料財源4.7億円を含む)

1. 「新たな情報通信技術戦略の在り方」中間答申を踏まえた評価項目の一部見直し

「新たな情報通信技術戦略の在り方＜平成26年諮問第22号＞中間答申」（平成27年7月28日情報通信審議会）※1で「重点研究開発分野」等が示されたことを踏まえ、採択時の専門評価項目を見直し。具体的には、従前の「研究開発戦略マップ」に対応した「分類別評価」を削除し、「目標、計画の妥当性」を追加。【若手ICT研究者等育成型、電波有効利用促進型及び地域ICT振興型】

※1 http://www.soumu.go.jp/main_content/000370622.pdf

2. 若手ICT研究者等育成型研究開発の一部見直し

若手ICT研究者とは区分した採択枠を設定。提案する技術の実現可能性等の検討の機会を提供。

【中小企業枠】

対象：中小企業

期間：1か年度（フェーズⅠのみ）

費用：3百万円（直接経費上限額。別途、間接経費30%）

公募対象プログラム	採択予定件数
(1)若手ICT研究者等育成型研究開発	
ア 若手研究者枠	15件程度
イ 中小企業枠	5件程度
(2)電波有効利用促進型研究開発	
ア 先進的電波有効利用型	15件程度
イ 若手ワイヤレス研究者等育成型	10件程度
(3)地域ICT振興型研究開発	20件程度

※1 国際標準獲得型については別途公募中。

※2 今回の公募には異能(inno)vationは含まれません。

※3 「重点領域型研究開発(ICTイノベーション創出型)及び重点領域型研究開発(先進的通信アプリケーション開発型)」の公募は、平成27年度で終了しました。

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業の斬新な技術を開発するために、若手研究者又は中小企業の研究者(個人又はグループ)が提案する研究開発課題に対して研究開発を委託。

① 若手研究者枠

※ワイヤレス分野の技術課題は、平成27年度から「電波有効利用促進型」に一元化。

■ 対象

若手研究者

■ 研究開発経費等(間接経費:直接経費の30%を上限として別途配分)

フェーズ	研究開発経費(上限)	研究開発期間
フェーズⅠ	1課題あたり300万円	1か年度
フェーズⅡ	単年度1課題あたり1,000万円	最長2か年度

■ 採択評価の主なポイント

※新規公募対象はフェーズⅠのみ。

- 若手研究者の育成の観点で評価できる研究開発か。
- ビッグデータ分析の専門家(データサイエンティスト)の育成の可能性(加点評価)
 - ビッグデータの利活用のための研究開発か。
 - データサイエンティスト育成への貢献が認められるか。

中小企業の斬新な技術をより積極的に発掘するため、平成28年度から若手ICT研究者とは区分した採択枠を設定。中小企業が提案する技術の実現可能性等の検討の機会を提供。

② 中小企業枠

※ワイヤレス分野の技術課題は、平成27年度から「電波有効利用促進型」に一元化。

■ 対象

中小企業の研究者

■ 研究開発経費等(間接経費:直接経費の30%を上限として別途配分)

フェーズ	研究開発経費(上限)	研究開発期間
フェーズ I	1課題あたり300万円	1か年度

■ 採択評価の主なポイント

- 中小企業の斬新な技術の発掘の観点で評価できる研究開発か。
- ビッグデータ分析の専門家(データサイエンティスト)の育成の可能性(加点評価)
 - ビッグデータの利活用のための研究開発か。
 - データサイエンティスト育成への貢献が認められるか。

【若手研究者の要件*1*2】

平成28年の4月1日時点において、以下の①又は②のいずれかの条件を満たす研究者

- ①39歳以下の研究者
- ②42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間について研究開発課題提案書に記述して申請する場合

- ※1 研究代表者が「若手研究者の要件」により提案する場合、研究分担者全員が「若手研究者の要件」のいずれかの条件又は「中小企業の要件」を満たすこととします。
- ※2 「若手研究者の要件」による研究開発実施者としての採択回数は、2回までとします。なお、採択回数には、「電波有効利用促進型(若手ワイヤレス研究者等育成型)」、「若手ICT研究者育成型研究開発」及び「若手先端IT研究者育成型研究開発」において採択された回数を含みます。

【中小企業の要件】

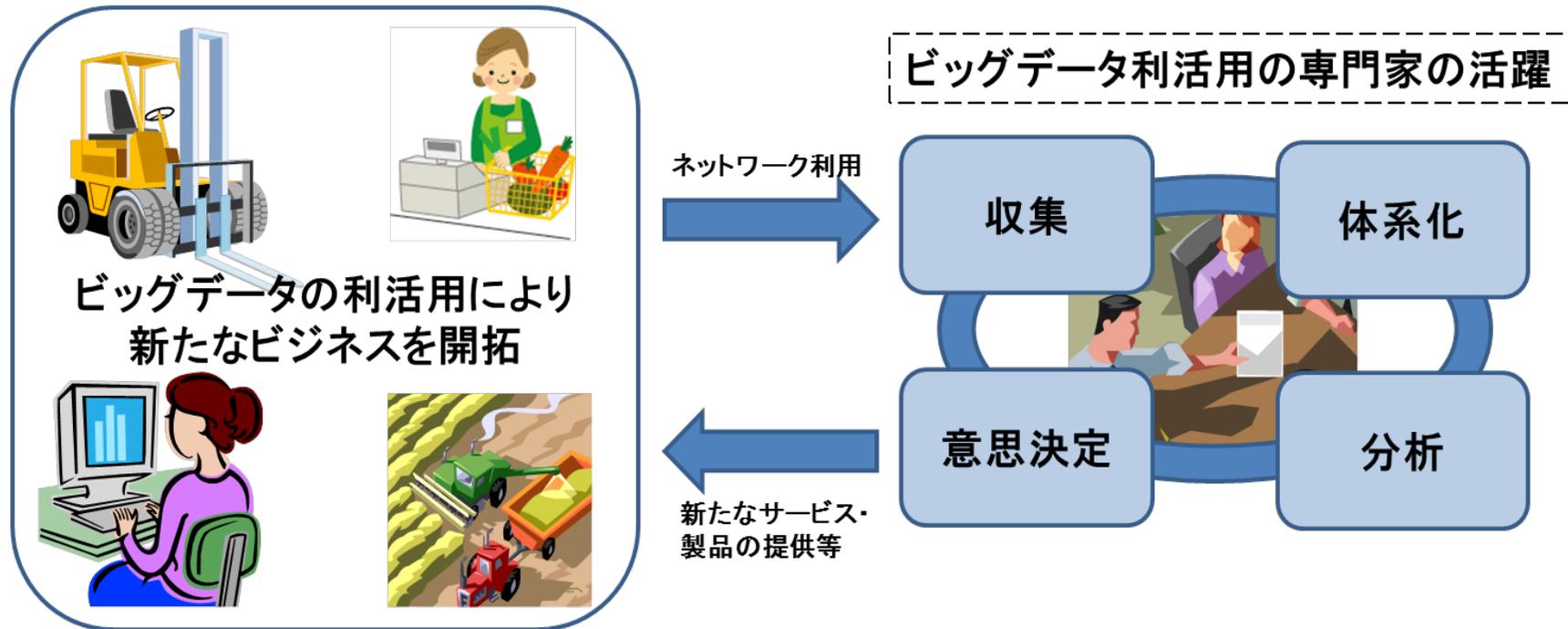
研究代表者が中小企業に所属すること。

本事業における「中小企業」は、下表に示す「資本金の基準」又は「従業員の基準」のいずれかを満たす企業をいう。なお、本事業では、中小企業には所謂「みなし大企業*1」も含む。

業種	従業員規模	資本金規模
製造業・その他の業種(下記以外)	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

*1 資本金の2分の1以上を大企業が所有していたり、役員のうち2分の1以上を大企業が占めていたりする等、中小企業者以外により意思決定が可能で、実質的に大企業が支配している中小企業。

- ビッグデータの利活用には、ビジネスに関する知識や経験と情報通信技術(ICT)に関するリテラシーを兼ね備え、ビッグデータの分析手法をもった専門家(データサイエンティスト等)が重要であるが、中小企業やベンチャー企業では自力で人材育成が困難な状況。
- そのため、SCOPE若手ICT研究者等育成型研究開発の中で、ビッグデータ利活用の研究開発を通じて人材育成に資することを期待。



研究開発課題の例

収集(不要不正データ排除、メタデータ生成)、体系化(関連性検出、データモデリング)、分析(機械学習、自然言語処理、データマイニング)、意思決定(可視化、指標構築、信ぴょう性検証)、管理(アクセス制御、匿名化、秘密性維持)、その他(異業種間のデータ連携) 等

電波の有効利用をより一層推進する観点から、新たなニーズに対応した無線技術をタイムリーに実現するとともに、電波利用環境を保護するための技術の研究開発課題に対して研究開発を委託。

■ 対象

大学や民間企業の研究者*1*2

※1 若手ワイヤレス研究者等育成型については、若手ICT研究者等育成型研究開発の「若手研究者の要件」又は「中小企業の要件」を満たす必要があります。

※2 「若手研究者の要件」での研究開発実施者としての採択回数は、2回までとします。なお、採択回数には、「若手ICT研究者等育成型研究開発」、「若手ICT研究者育成型研究開発」及び「若手先端IT研究者育成型研究開発」において採択された回数を含みます。

■ 研究開発経費等（間接経費：直接経費の30%を上限として別途配分）

(1) 先進的電波有効利用型

フェーズ	研究開発経費(上限)	研究開発期間
フェーズ I	1課題あたり500万円	1か年度
フェーズ II	単年度1課題あたり3,000万円	最長2か年度

※新規公募対象はフェーズ I 及びフェーズ II

(2) 若手ワイヤレス研究者等育成型

フェーズ	研究開発経費(上限)	研究開発期間
フェーズ I	1課題あたり300万円	1か年度
フェーズ II	単年度1課題あたり1,000万円	最長2か年度

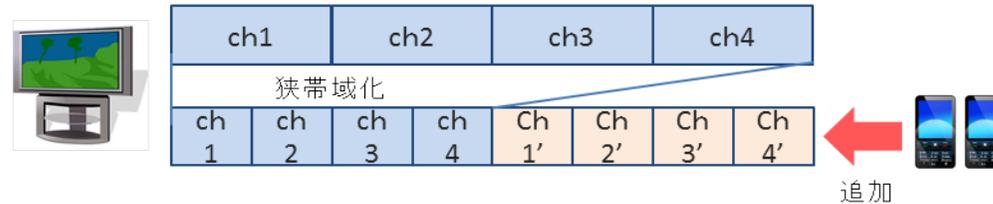
※新規公募対象はフェーズ I のみ

■ 採択評価の主なポイント

- 新しい電波利用の実現に向けた研究開発か
- 以下のいずれかの技術であって、おおむね5年以内に開発される技術として到達目標が明確に設定されているか
 - a) 周波数を効率的に利用するための技術
 - b) 周波数の共同利用を促進するための技術
 - c) 高い周波数への移行を促進するための技術

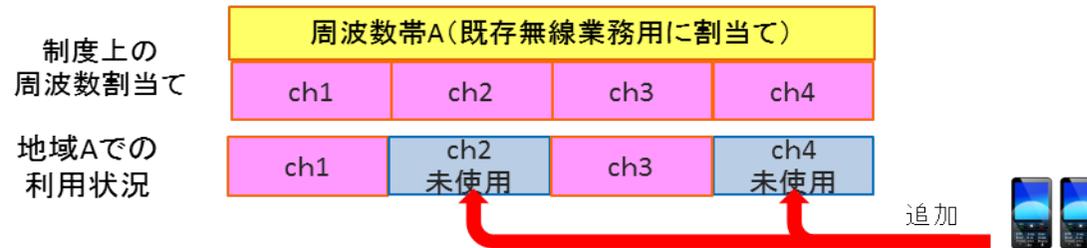
1 周波数を効率的に利用する技術

必要な電波の幅の圧縮(狭帯域化)や、大容量・高速化により、電波の効率的な利用を図る技術



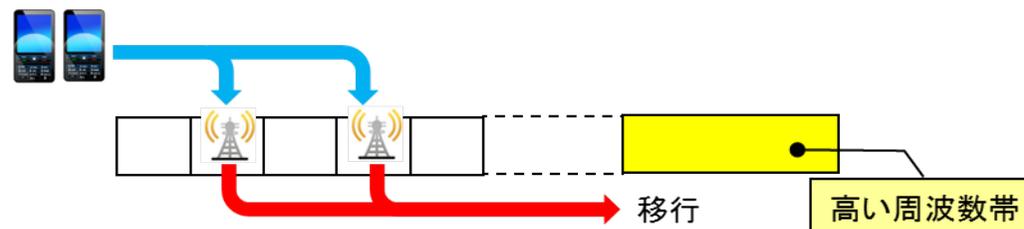
2 周波数の共同利用を促進する技術

既存無線システムに影響を及ぼすことなく、周波数の共用を可能とする技術



3 高い周波数への移行を促進する技術

技術的に利用が難しいひっ迫の程度が低い、高い周波数の利用を促進するための技術



ワイヤレス分野等の技術課題は平成27年度から「電波有効利用促進型」に一元化。

【ワイヤレス分野等の技術課題の例】

「新たな情報通信技術戦略の在り方〈平成26年諮問第22号〉中間答申」(平成27年7月28日情報通信審議会)

○重点研究開発分野・重点研究開発課題(抜粋)

I. センシング&データ取得基盤分野

- (1) センサーネットワーク技術
- (2) リモートセンシング技術(光関係を除く。)
- (3) 非破壊センシング・イメージング技術
- (4) 宇宙環境計測技術

II-1. 統合ICT基盤分野(コア系)

- (3) 衛星通信技術(光関係を除く。)

II-2. 統合ICT基盤分野(アクセス系)

- (1) 5G/Beyond5Gに向けたモバイルネットワーク技術(光関係を除く。)

V. 耐災害ICT基盤分野

- (1) 耐災害・被害軽減に関連するICT基盤技術
 - ② しなやかなワイヤレスネットワーク技術の研究開発
 - ④ 災害の状況把握や被害予測等に活用可能なりリモートセンシング技術の研究開発【再掲】(光関係を除く。)

VI. フロンティア研究分野

- (5) 高周波・THz技術
- (6) 電磁波計測基盤技術(時空標準技術)
- (7) 電磁波計測基盤技術(電磁環境技術)
- (8) 新規ICTデバイス技術(無線通信デバイスに関する技術)

ICTの利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等が提案する研究開発課題に対して研究開発を委託。

■ 対象

地域の情報通信技術の振興・向上を担う研究機関

■ 研究開発経費等（間接経費：直接経費の30%を上限として別途配分）

フェーズ	研究開発経費（上限）	研究開発期間
フェーズⅠ	1課題あたり300万円	1か年度
フェーズⅡ	単年度1課題あたり1,000万円	最長2か年度

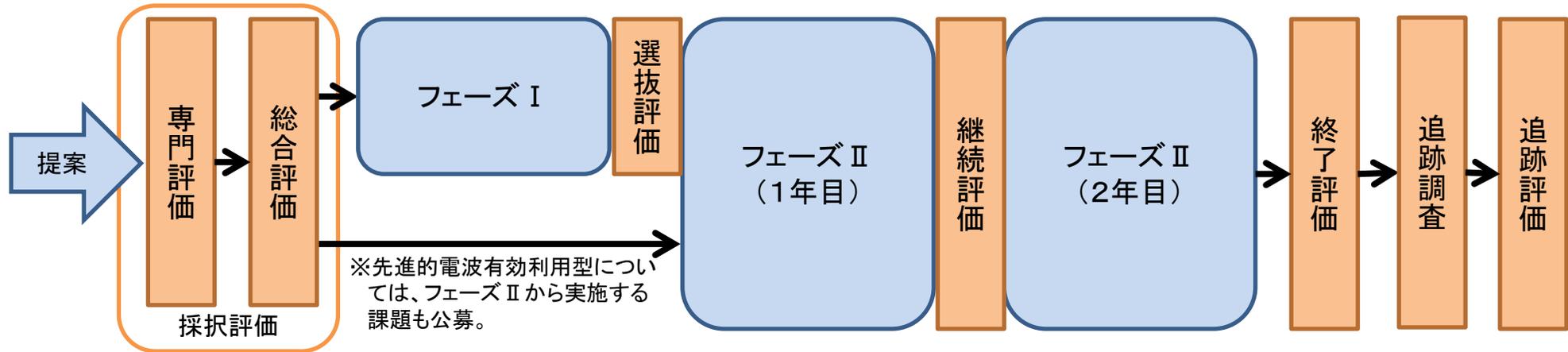
※新規公募対象はフェーズⅠのみ。

■ 採択評価の主なポイント

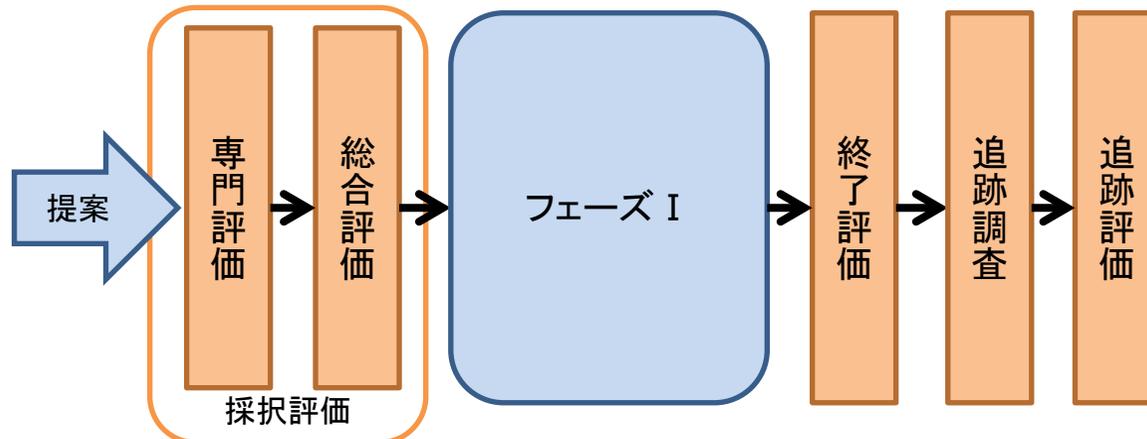
- 地域の課題解決の可能性（以下のいずれかの観点で評価できる研究開発であること）
 - 当該地域固有の社会的・経済的課題に対し、ICTの面から解決できる課題であるか。
 - 研究成果を活用して地場産業の振興、新規事業の創出、地域住民の生活向上等、地域社会・経済活動の活性化に寄与できる課題であるか。



- 若手ICT研究者等育成型研究開発(若手研究者枠)、電波有効利用促進型研究開発、地域ICT振興型研究開発



- 若手ICT研究者等育成型研究開発(中小企業枠)



※不採択課題を除き、評価結果については原則公表。

情報通信技術の研究開発成果を活用し未来を拓くイノベーションの創発を図るため、最新の研究開発動向の紹介やSCOPE等の研究開発成果の発表等を実施するフォーラムを毎年10月頃に開催。(CEATEC JAPANと同時開催)

<参考:ICTイノベーションフォーラム2015>

開催日時:平成27年10月7日(水)、会場:幕張メッセ国際会議場



開会挨拶 富永 大臣官房総括審議官



特別講演
「ロボット市場構築に向けた考察と提案」
株式会社電通 コピーライター／
電通ロボット推進センター代表
西嶋 頼親 氏



パネルディスカッション
「社会実装への挑戦～死の谷を乗り越えた先駆者達からのコツ紹介～」
モデレータ 石川 正俊 氏(東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授)
パネリスト 牛尾 知雄 氏(大阪大学大学院 工学研究科 准教授)
松尾 豊 氏(東京大学大学院 工学系研究科 准教授)
和田 雅昭 氏(公立はこだて未来大学 教授)



総務省における取り組みの紹介
「総務省における研究開発施策の検討状況について」
野崎 技術政策課長



オーラルセッションの様子



ポスターセッションの様子

- 地域イノベーション戦略推進地域への支援施策となっています。
当該指定地域の内容等については、下記URL を参照して下さい。

- 文部科学省の地域イノベーション戦略推進地域に関するホームページ

- http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/program/index.htm

- http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/02/1355113.htm

- 中小企業技術革新制度(日本版SBIR)の対象となっています。
当該制度の内容については、下記URL を参照して下さい。

- 中小企業庁の中小企業技術革新制度に関するホームページ

- http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm

- <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/22fy/index.html>

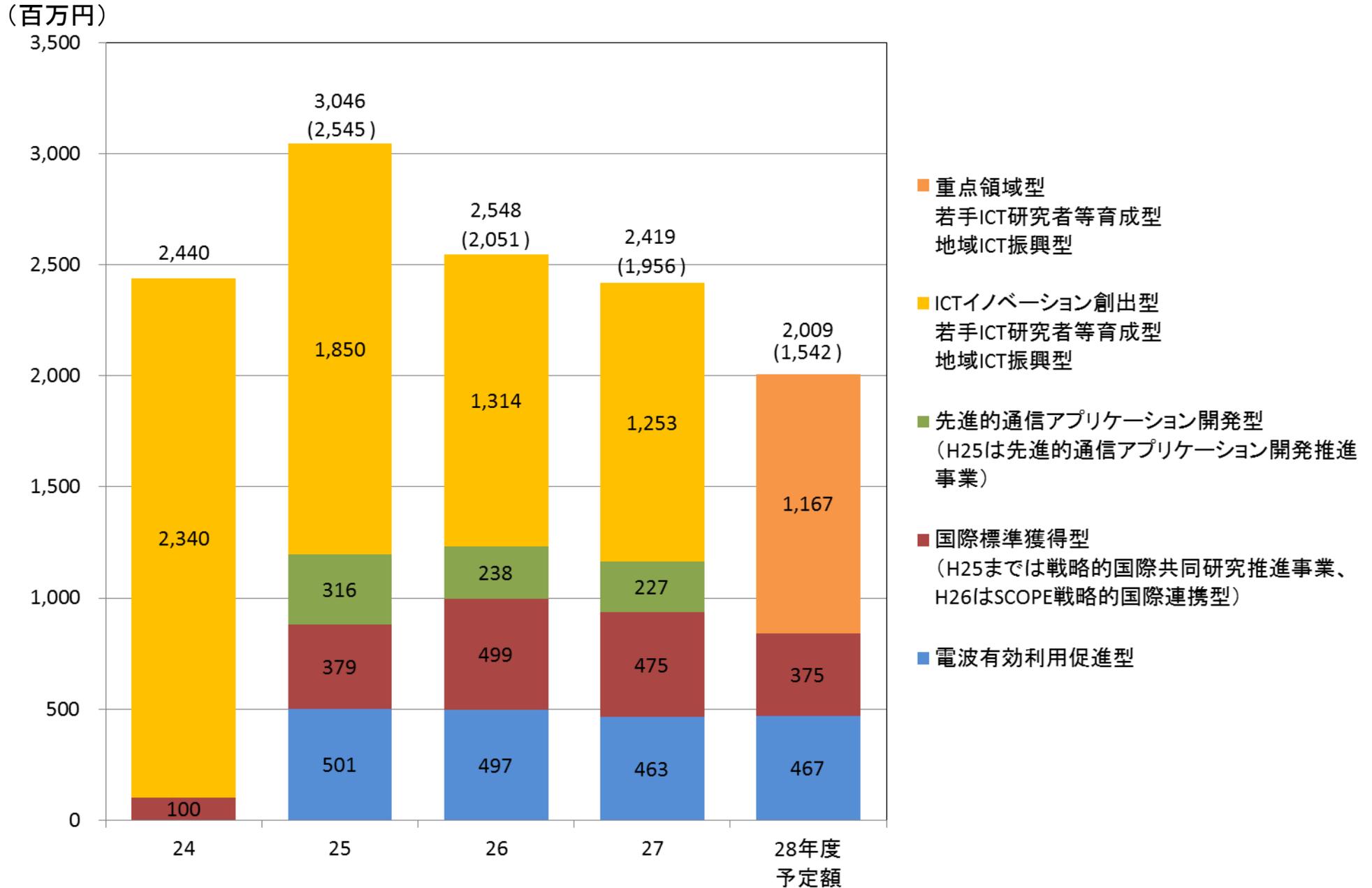
- 外国人に対する出入国管理上の優遇制度である高度人材ポイント制におけるボーナスポイントの対象となっています。
当該制度の内容については、下記 URL を参照して下さい。

- 法務省入国管理局の高度人材ポイント制に関するホームページ

- http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html

【平成26年度採択課題】

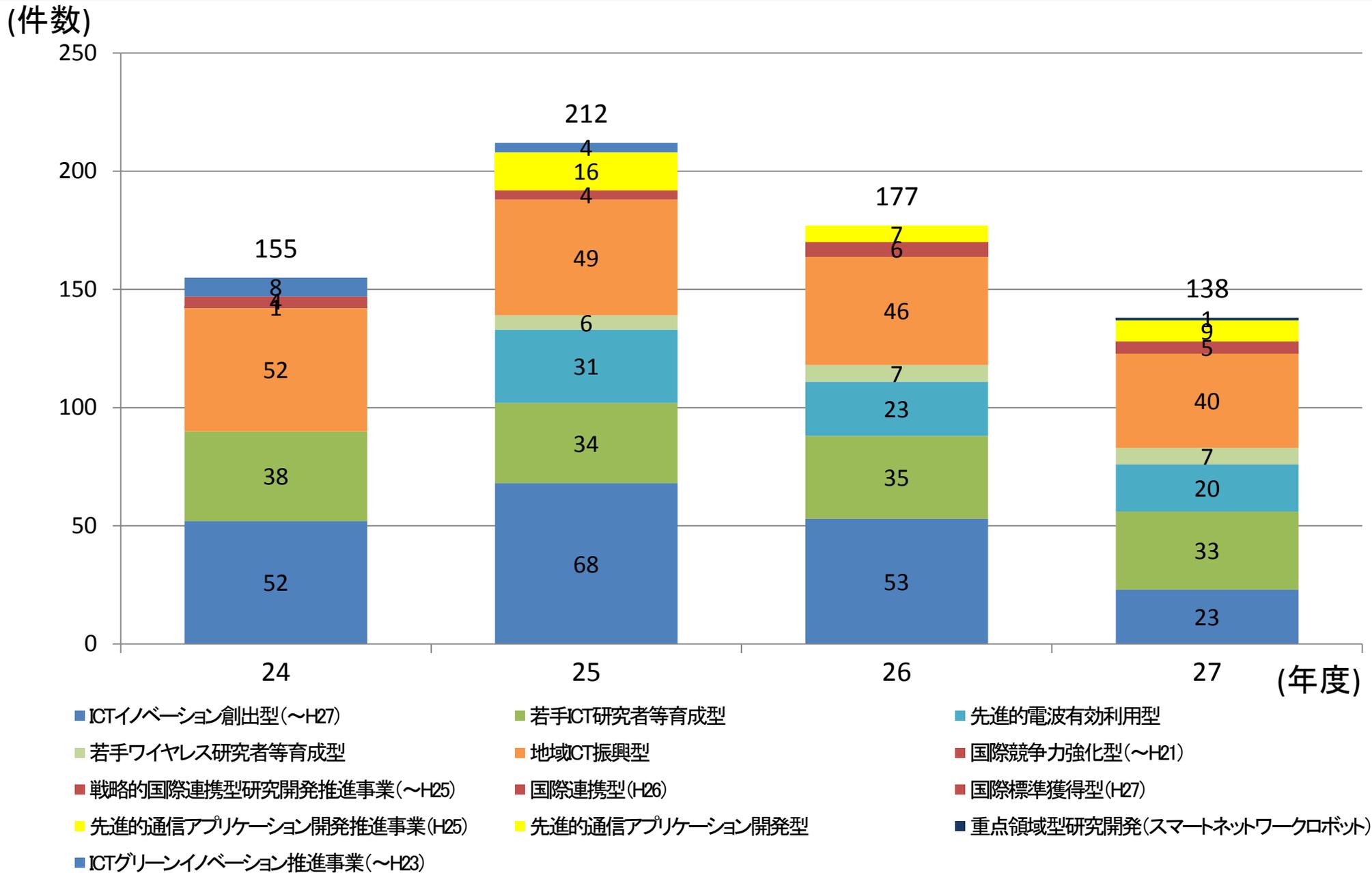
No	地域	地域イノベーション戦略推進地域	課題名	研究代表者(敬称略) (所属)	フェーズ	期間	備考
1	岩手	いわて環境と人にやさしい次世代モビリティ開発拠点(国際競争力強化地域)	準静電界センシングによる路面状態推定技術を利用した交通問題対策の研究開発	新井 義和 (岩手県立大学)	I ~ II	3か年度	
2	長野	次世代産業の核となるスーパーモジュール供給拠点(国際競争力強化地域)	嚙下筋活動のセンシングと嚙下補助食品への応用に関する研究	大森 信行 (長野県工業技術総合センター)	I ~ II	3か年度	
3	富山	とやまナノテクコネクト・コアコンピタンスエリア(研究機能・産業集積高度化地域)	発光・蓄光金属を用いた災害危険度感知センサーとそのセンサーネットワーク展開の研究開発	堀田 裕弘 (富山大学)	I ~ II	3か年度	
4	けいはんな	けいはんな学研都市ヘルスケア開発地域(国際競争力強化地域)	循環器疾患患者を対象とした在宅ヘルスケア・システムの研究開発	小林 浩 (奈良県立医科大学)	I ~ II	3か年度	
5	京都	京都科学技術イノベーション創出地域(国際競争力強化地域)	学校健診データベース構築による地域健康増進と新規ヘルスケアニーズの探索	川上 浩司 (京都大学)	I ~ II	3か年度	



(参考) これまでの採択状況

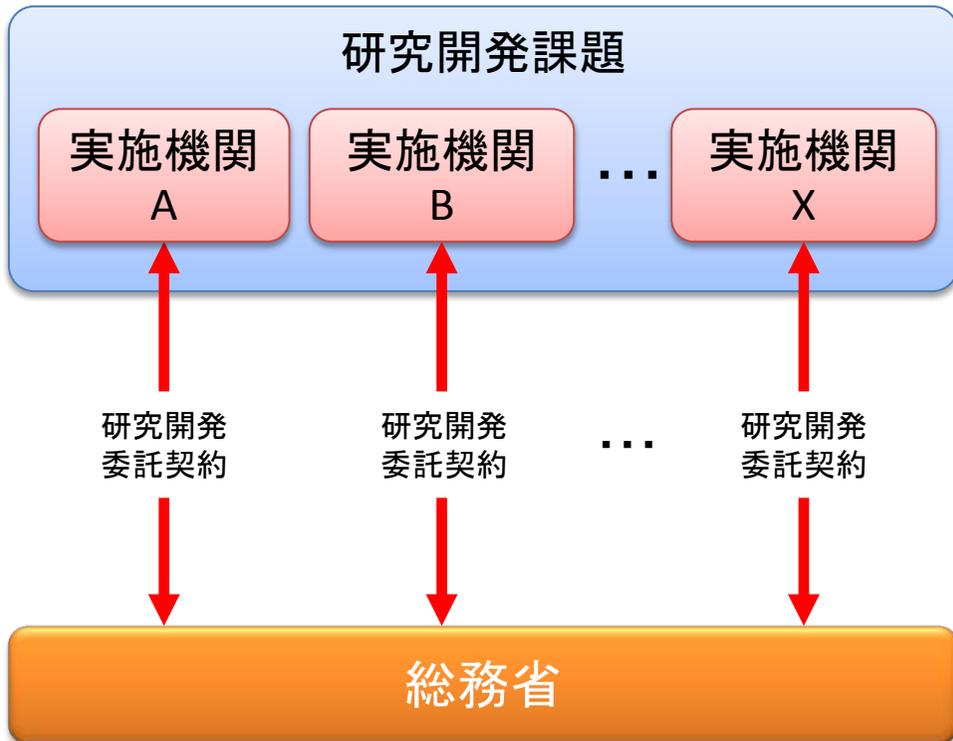
プログラム名	平成27年度			(参考)平成26年度		
	提案件数	採択件数	採択倍率	提案件数	採択件数	採択倍率
重点領域型研究開発	116	17	6.8	-	-	-
スマートネットワークロボット	3	1	3.0	-	-	-
ICTイノベーション創出型	94	10	9.4	119	20	6.0
先進的アプリケーション開発型	19	6	3.2	4	3	1.3
タイプⅠ	4	1	4.0	-	-	-
タイプⅡ	15	5	3.0	4	3	1.3
若手ICT研究者等育成型研究開発	45	17	2.6	54	22	2.5
電波有効利用促進型研究開発	38	12	3.2	49	15	3.3
先進的電波有効利用型	29	9	3.2	37	11	3.4
フェーズⅠ	18	7	2.6	32	8	4.0
フェーズⅡ	11	2	5.5	5	3	1.7
若手ワイヤレス研究者等育成型	9	3	3.0	12	4	3.0
国際標準獲得型研究開発	(この時期の公募対象ではありません)			10	2	5.0
地域ICT振興型研究開発	65	22	3.0	77	22	3.5
合 計	264	68	3.9	313	84	3.7

(参考) 実施課題数の推移



提案にあたっての留意事項

- SCOPEは「**委託費**」です。
- 各機関と研究開発委託契約を毎年度締結(単年度契約)して実施。
→再委託は不可
- 経理実務については、研究者所属機関が管理。
→提案にあたって、所属機関の了解が必要
- 研究開発に係る経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分。提案額とは異なります。



(参考)委託と助成(補助)の比較

	委託	助成(補助)
事業の主体	総務省	事業者
事業の実施者	受託者	事業者
取得資産の帰属	総務省	事業者
事業成果の帰属	受託者*	事業者
支払対象額	仕様達成に向けて要した経費実績	対象経費実績額 × 補助率

※産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール条項)による。

各種報告時期の延長による年度末までの研究期間を確保するために、「競争的資金における使用ルール等の統一について(平成27年3月31日)*¹」を踏まえ、会計実績報告書及び研究成果報告書の提出期限を延長し、年度末まで研究が実施出来るように変更。

平成27年度契約書ひな形(改定版)から以下のとおり対応。

- 会計実績報告書: 諸条件を満たした場合は、会計実績報告書の提出期限を国の会計年度終了後61日以内まで可能とする。
- 研究成果報告書: 委託業務が完了した日の翌日から61日後までの提出を可能とする。
- 事業完了後、成果物として簡易な書式での委託業務完了届を提出することを義務づける。

*1 内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

本事業における研究開発を実施する者の構成は以下のとおり。
なお、総務省と研究開発委託契約を締結しない者が、研究開発実施者との共同研究等により「連携研究者」として研究開発に協力することも可能。

■ 研究開発実施者

研究代表者及び研究分担者の総称。

■ 研究代表者

研究開発実施者を代表する者であり、研究開発の遂行（研究開発成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ者。

■ 研究分担者

研究代表者と協力して研究開発を分担する者。

■ 連携研究者

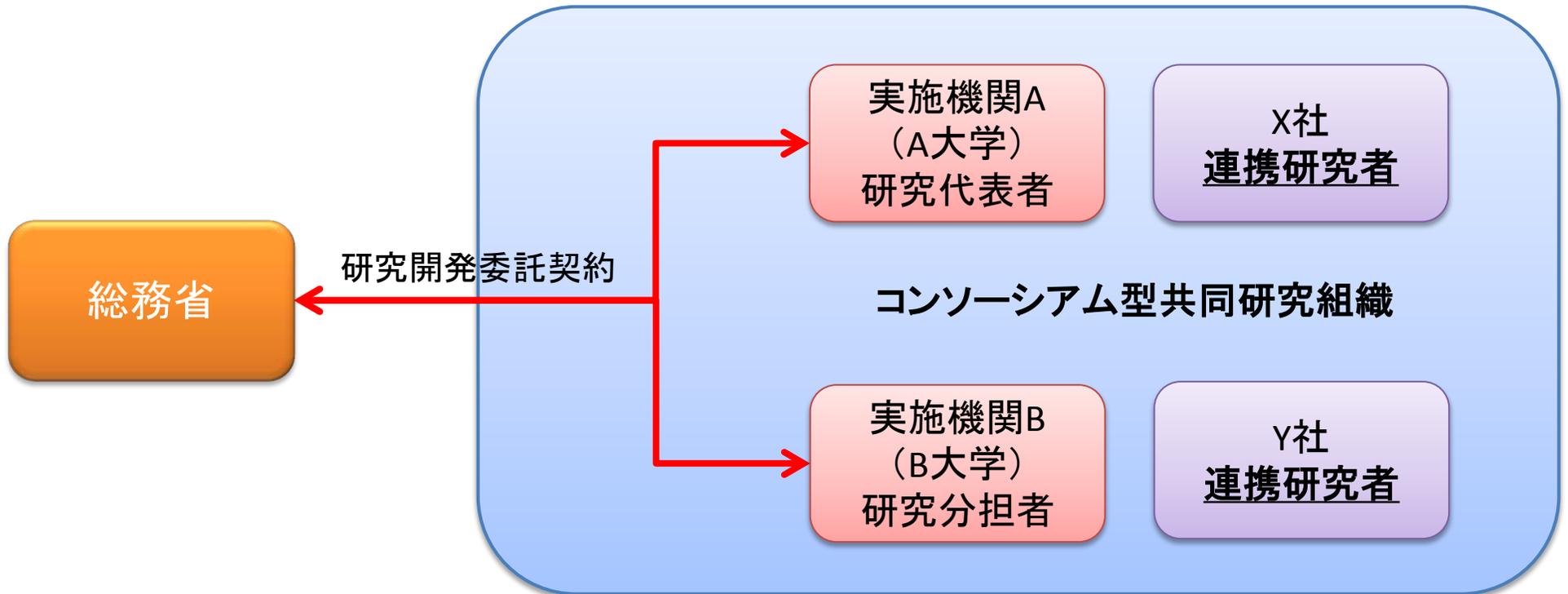
総務省と研究開発委託契約を締結せずに、研究開発実施者との共同研究等により研究開発に協力する者。**本事業による委託費の使用不可。**

※連携研究者と共同研究等を実施する際の留意事項は、「研究開発成果の帰属」を参照のこと。

■ 研究責任者(参考)

委託契約を締結する際に、研究機関毎に「研究責任者」の配置が必要。研究分担者のみが所属する研究機関では、研究分担者から研究開発を統括する者として「研究責任者」を設定。

オープンイノベーションの推進



- ① A大学とB大学によるSCOPE研究開発課題に、X社とY社が「連携研究者」として参加。
- ② SCOPE研究費の使用は、A大学とB大学のみ。
- ③ 連携研究者と共同研究契約等により知財の取扱いについて取り決めを交わす場合は、研究開発委託契約の内容を妨げないようにすること。

- ① 日本国内に設置された大学、民間企業、研究開発法人、地方自治体等の研究機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者（学生を除く。）。
- ② 研究開発を実施する期間において研究機関に在籍し、提案する研究開発に関して責務を負える研究者。
- ③ すべての研究開発実施者は、所属する研究機関に対して、あらかじめ本事業へ提案することへの了解を得ていること。（研究開発の実施にあたって、研究資金は所属する研究機関が管理するとともに、資金の経理処理も研究機関が実施する必要がある。）
- ④ 「研究代表者」は、全研究期間を通じて、研究開発課題の遂行に関するすべての責務を負えること。
- ⑤ 「研究分担者」は、分担した研究開発項目の実施に必要な期間にわたって、課題の遂行に責務を負えること。
- ⑥ 大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、大学院生が民間企業等との共同研究に研究分担者となることも可。

大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、民間企業等との共同研究に大学院生が研究分担者として参画できることを明示。

* 国際標準獲得型研究開発を除く。

【留意事項】

- ① 大学院生の参加について、委託契約に定める研究責任者の了解が得られていること。
- ② 大学等の規定で定められた雇用契約書や労働条件通知書あるいは同等の雇用関係書類により、SCOPEの研究開発に従事することを証明できるようにすること。
- ③ 学業そのものやSCOPE以外の活動などに対する人件費等の充当は、経費支払いの対象とならないので注意すること。
- ④ 額の確定の際、月報や業務報告書、当該研究者本人に対するヒアリング、当該研究者本人の研究ノート等の確認を行うことにより、従事状況の適正性を検証する必要がある点に留意すること。

◆科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月 閣議決定)

第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出

3. 重点的取組

(2)イノベーションシステムを駆動する ～分野や組織の枠を超えた共創環境の実現～

①組織の「強み」や地域の特性を生かしたイノベーションハブの形成

大学、公的研究機関の「強み」や地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かして、産学官の積極的な参画の下、イノベーションハブの形成に取り組む。

・イノベーションマインドを有する研究人材の育成に資するよう、学生に対して、民間企業からの受託研究や産学官の共同研究に参画できる機会を積極的に提供する。

【研究代表者】

選抜・継続課題を含め、SCOPEにおいて、すべてのプログラムで「研究代表者」及び「研究分担者」となる期間が重複してはならない。

【研究分担者】

選抜・継続課題を含め、SCOPEにおいて、すべてのプログラムで「研究代表者」となる期間が重複してはならない。

但し、平成27年度実施中（平成27最終年度を除く）の課題の分担者である場合、「現在実施中の研究開発課題に対する不参画申請書（様式10）」を提出することにより、SCOPEで既に実施中の研究開発と研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者となることが可能。この場合、新規提案課題が不採択になったとしても、SCOPEで既に実施中の研究開発の研究分担者に次年度から復帰することは不可。

上記の制限に係る新規提案の場合、該当するすべての新規提案課題を採択評価の対象から除外。

国や研究開発法人が運用する競争的資金等やその他の研究助成等を受けている場合及び採択が決定している場合、同一の課題名又は研究内容で本事業に応募することは不可。

- 本事業においては、研究開発成果を基に新事業に取り組むこと等を目的として、ICT分野を専門とする起業家、ファンディング専門家、弁護士、弁理士、マーケティング専門家、広報専門家、コンサルタント等の専門家によるアドバイス等を受けるための費用を、本事業の委託費として計上することが可能。
- 当該費用を支出する際は、その必要性及び金額の妥当性等について総務省との事前協議が必要。
- 詳細は「情報通信分野における研究開発委託契約経理処理解説」を参照。
- なお、当該費用の計上は、直接経費の5分の1を上限とする。

重点領域型研究開発(先進的通信アプリケーション開発型)のタイプⅠ及びタイプⅡ(フェーズⅡ)及び国際標準獲得型研究開発を除く。

- 研究開発の期間中に得られた成果は、産業技術力強化法第19条(いわゆる日本版バイドール条項)の規定に従い、**研究機関に帰属することが可能**。
- 知的財産権確認書(研究開発委託契約書様式12)を契約締結時に提出
- 必要な条件:以下の全てを遵守すること
 - ① 研究成果が得られた場合には、遅滞なく、国に報告すること。
 - ② 公共の利益のために国が理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
 - ③ 正当な理由がなく、当該特許権等を相当期間活用していない場合、国が当該特許権等の活用を促進するために、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
 - ④ 第三者に当該知的財産権の移転等をするときは、合併又は分割により移転する場合等を除き、あらかじめ国の承認を受けること。

連携研究者との間で、共同研究契約を締結する等により特許権その他の政令で定める権利について取り決めを交わす場合は、研究開発委託契約書及び知的財産権確認書の規定を妨げることがないように留意の上、各機関の責任の下、適切に対応すること。

■ 研究開発場所

所属機関の施設内(日本国内)

■ 研究開発に必要な機器設備

研究開発に必要な機器設備の調達は、原則として購入とリース・レンタルで調達経費が安価な方法を採用

■ 購入した物品等の扱い

□ 本事業により購入し取得した物品等の所有権は、総務省に帰属

□ 取得した物品等は、所属機関による善良な扱いの下に管理

□ 研究開発終了後の物品等の取り扱い・・・無償貸付(条件あり)又は総務省へ返却

■ 研究開発成果の発表、公開及び普及

□ 研究開発実施者は、本事業により得られた研究開発成果について、関連学会等に発表するなど、成果の積極的な公開・普及に努めること。

□ 得られた研究開発成果を論文、国際会議、学会や報道機関等に発表又は公開する際は、本事業の成果である旨を必ず記載すること。

□ 発表又は公開する日の10日前までに外部発表投稿票(研究開発委託契約書様式)を総務省に提出すること。

※研究開発委託契約書、委託契約経理解説等は、委託研究の実施にあたって変更することがあります。

書類名	様式
データ入力シート	様式0
基本事項説明書※直接記入不要	様式1
研究開発内容説明書 関連研究開発等相関図 論文・特許等の発表目標件数	様式2 様式2の別紙 様式2の別表
研究開発内容説明図	様式3
研究開発予算計画書	様式4
研究開発体制説明書	様式5
研究開発実施者経歴説明書	様式6
既存研究設備等説明書	様式7
物品リース・レンタル計画書	様式8
物品購入計画書	様式9
現在実施中の研究開発課題に対する 不参加申請書	様式10
確認書(該当するプログラムにおいて、 中小企業の要件により応募する場合)	様式11

- 提案書に虚偽の記載があった場合には、採択された後であっても採択を取り消す場合がある。
- 一度提出された提案書の差し替えは不可(記載内容を確認する場合あり)。
- **研究開発内容説明書(様式2)の記述においては、英文による作成も可。**
- 研究開発予算計画書(様式4)の作成においては、「委託契約経理解説」を参考に研究費の積算を行うこと。
- 研究開発に必要な機器設備の調達には、原則として購入とリース・レンタルで調達経費が安価な方法を採用。

■ 研究開発内容説明書について以下の項目を記載するように改定

1. 研究開発の目的

研究開発を実施する目的、社会的・経済的現状や背景、目的を達成するために解決すべき課題、社会的なニーズ等を記載。

2. 研究開発成果の目標

最終目標、年度目標の記載

3. 研究開発計画

研究開発項目及び手法、実施スケジュールを記載。また、研究開発スケジュールを線表にて記載。これらは、必要に応じて予算計画(様式4)、実施体制(様式5,6)及び主要設備(様式7～9)の内容を踏まえて記載。

4. 関連研究開発と本研究開発課題の位置付け

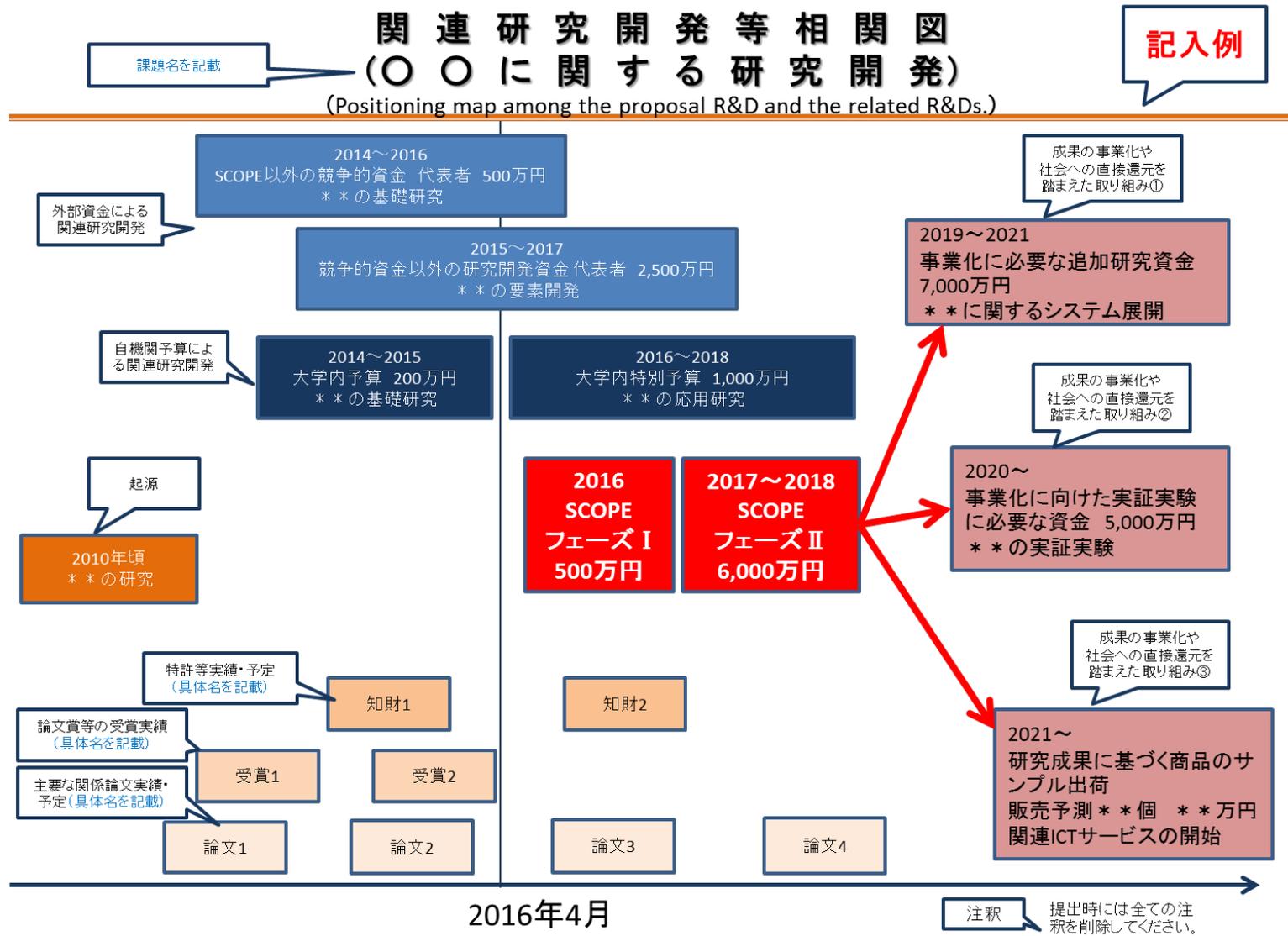
- (1) 研究開発実施者、連携研究者における関連研究開発の状況
- (2) 競争的資金により実施した関連研究開発
- (3) 国内外の他機関における関連研究開発の状況

5. 目的達成に向けた取り組み

1. に掲げた目的を達成するため、本研究期間中を含め本研究終了後の研究開発成果により得られるアウトカム目標、及び社会実装を含めた取り組みについて記載。

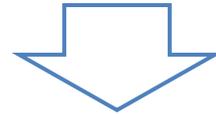
6. 「地域イノベーション戦略」の全体構想の実現への貢献【該当する場合に記述】

提案いただく課題を中心に、関連する過去の研究成果や予算、研究後に期待される学術展開や実用化の展開が一見して分かる様、おおまかに提示していただくものです。

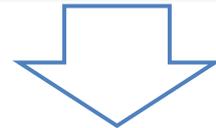


提案書の提出について

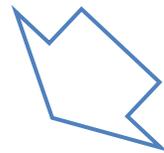
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への応募情報の入力



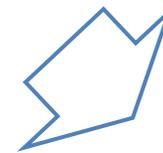
提案書の作成
(提案要領・提案書作成要領に従って作成)



提出方法は二通り



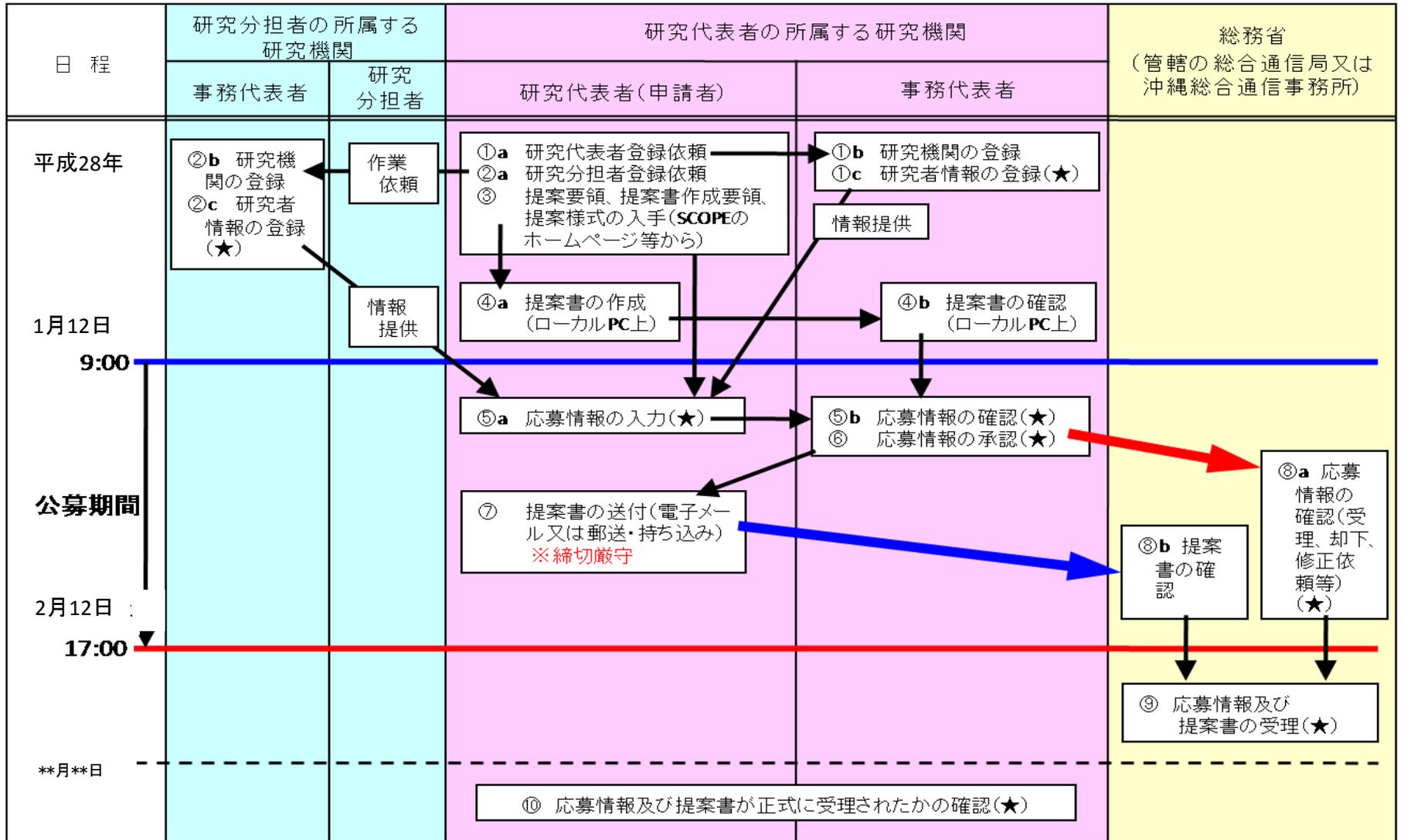
電子メールによる提出



直接持ち込み・郵送による提出

締切直前は混み合いますので、
余裕を持って申請して下さい。

e-Radを用いた応募情報の登録手順



★: e-Radを使って処理する事項

■ e-Radへの登録等

ご提案を予定の方は、先ずe-Rad等への登録のご確認を。
(初回登録手続きには、書類の郵送が伴います。)

■ 提案書受付締切： **平成28年2月12日(金) 17:00必着**

応募締切期日までに、必ず所属研究機関の事務代表者によりe-Rad承認まで実施してください。

■ 採択課題の決定： 5月中旬(予定)

評価点・評価コメントとあわせて、採択・不採択を通知します。

■ 予算の成立状況に応じて、事業内容に変更等があり得ることをあらかじめ御承知ください。

■ 平成28年度提案要領、提案書作成要領、その他、SCOPE事業に関連する情報は、下記のURLに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/

ご提案よろしくお願いたします。



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

